

専門学校 トヨタ東京自動車大学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、自動車に関する技能及び学理を教育し、真に優良な自動車整備技術者を育成して自動車交通の進歩発展を図ると共に自動車交通事故及び公害防止に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 トヨタ東京自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を東京都八王子市館町 2 1 9 3 番地に置く。

(課程・学科)

第 4 条 本校の工業専門課程に自動車整備科、1 級自動車科、国際整備科、1 級専攻科、スマートモビリティ科、トヨタセールスエンジニア科、ボデークラフト科及びボデークラフト研究科を置く。

第 2 章 自 動 車 整 備 科

(自動車整備科修業年限・定員及び在籍年限)

第 5 条 自動車整備科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2 年	2 4 0 名	4 8 0 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(自動車整備科入学資格)

第 6 条 自動車整備科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 外国人留学生の入学資格は、前項によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

第 3 章 1 級 自 動 車 科

(1 級自動車科修業年限・定員及び在籍年限)

第 7 条 1 級自動車科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	1 級自動車科	4 年	1 2 0 名	4 8 0 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。なお、正当な理由なく、同一学年に 2 年を超えて在学することはできない。

(1 級自動車科入学資格)

第 8 条 1 級自動車科に入学することのできる者は、第 6 条のいずれかに該当する者とする。

第 4 章 国 際 整 備 科

(国際整備科修業年限・定員及び在籍年限)

第 9 条 国際整備科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	国際整備科	3 年	4 0 名	1 2 0 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(国際整備科入学資格)

第 1 0 条 国際整備科に入学することのできる者は、第 6 条のいずれかに該当する者とする。

第 5 章 1 級 専 攻 科

(1 級専攻科修業年限・定員及び在籍年限)

第 11 条 1 級専攻科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	1 級専攻科	2 年	40 名	80 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(1 級専攻科入学資格)

第 12 条 1 級専攻科に入学することのできる者は、2 級自動車整備士資格（2 級ガソリン及び 2 級ジーゼルの両資格）を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 国土交通省一種養成施設の指定を受けた工業専門課程の専修学校等において 2 級自動車整備士関連学科の課程を卒業した者
- (2) 国土交通省の認定を受けた短期大学を卒業した者
- (3) 校長が前各号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

第 6 章 スマートモビリティ科

(スマートモビリティ科修業年限・定員及び在籍年限)

第 13 条 スマートモビリティ科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	スマートモビリティ科	2 年	40 名	80 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(スマートモビリティ科入学資格)

第 14 条 スマートモビリティ科に入学することのできる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 国土交通省一種養成施設の指定を受けた工業専門課程の専修学校等において 2 級自動車整備士関連学科の課程を卒業又は修了し、専門士並びに 2 級自動車整備士の資格を有する者
- (2) 大学もしくは短期大学を卒業し、2 級自動車整備士の資格を有する者

第 7 章 トヨタセールスエンジニア科

(トヨタセールスエンジニア科修業年限・定員及び在籍年限)

第 15 条 トヨタセールスエンジニア科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	トヨタセールスエンジニア科	2 年	20 名	40 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(トヨタセールスエンジニア科入学資格)

第 16 条 トヨタセールスエンジニア科に入学することのできる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 国土交通省一種養成施設の指定を受けた工業専門課程の専修学校等において 2 級自動車整備士関連学科の課程を卒業又は修了し、専門士並びに 2 級自動車整備士の資格を有する者
- (2) 大学もしくは短期大学を卒業し、2 級自動車整備士の資格を有する者

第 8 章 ボデークラフト科

(ボデークラフト科修業年限・定員及び在籍年限)

第 17 条 ボデークラフト科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	ボデークラフト科	1 年	20 名	20 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(ボデークラフト科入学資格)

第 18 条 ボデークラフト科に入学することのできる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 国土交通省一種養成施設の指定を受けた工業専門課程の専修学校等において 2 級自動車整備士関連学科の課程を卒業又は修了し、2 級自動車整備士資格を有する者
- (2) 校長が前号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

第 9 章 ボデークラフト研究科

(ボデークラフト研究科修業年限・定員及び在籍年限)

第 19 条 ボデークラフト研究科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	ボデークラフト研究科	2 年	20 名	40 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(ボデークラフト研究科入学資格)

第 20 条 ボデークラフト研究科に入学することのできる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 国土交通省一種養成施設の指定を受けた工業専門課程の専修学校等において 2 級自動車整備士関連学科の課程を卒業又は修了し、2 級自動車整備士資格を有する者
- (2) 校長が前号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

第 10 章 転学科及び他学科への入学

(転学科及び他学科への入学)

第 21 条 本校学生の転学科に関する事項は、別に定める。

2 本校設置学科卒業と同時に他学科への入学に関する事項は、別に定める。

第 11 章 学年・学期及び休業

(学年及び学期)

第 22 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学期は、原則として 3 期に分け次のとおりとする。

第 1 期	4 月 1 日	から	7 月 31 日	まで
第 2 期	8 月 1 日	から	12 月 31 日	まで
第 3 期	翌年 1 月 1 日	から	3 月 31 日	まで

(休業日)

第 23 条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業 7 月 21 日 から 8 月 31 日 まで
- (4) 冬季休業 12 月 25 日 から 翌年 1 月 7 日 まで
- (5) 春季休業 3 月 25 日 から 4 月 5 日 まで
- (6) 創立記念日 4 月 1 日
- (7) 学校が定める土曜日等

2 校長は、必要と認める場合には、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第 12 章 教育科目・授業時数・単位数、始業・終業及び教職員組織等

(教育科目・授業時数・単位数、履修方法)

第 24 条 各学科の教育科目及び必修の授業時数・単位数は、別表のとおりとする。

2 履修方法に関する事項は、別に定める。

(始業・終業)

第 25 条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。

始 業	9 時 00 分
終 業	16 時 20 分

(教職員組織)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 校 長 | 1 名 |
| (2) 副 校 長 | 必要に応じて 2 名以内 |
| (3) 教 員 | 36 名以上 (基幹教員 36 名以上) |
| (4) 助教員・助手 | 必要に応じて 若干名 |
| (5) 講 師 | 必要に応じて 若干名 |
| (6) 事 務 職 員 | 若干名 |
| (7) 校 医 | 1 名 |
| (8) 看 護 婦 | 1 名 |

2 前項の他、必要に応じ非常勤の教員及び臨時の職員を置くことができる。

(校長等の職務)

第27条 校長は、本校の最高責任者として校務を司る。

2 副校長は、校長を補佐し、校長に欠員又はさしつかえあるときは、その職務を代行する。

(教職員会)

第28条 本校に教職員会を置き、法令又は本学則に別段の定めのある場合を除き、教務に関する必要な事項を審議する。

第 13 章 入 学 等

(入学時期)

第29条 本校の入学・転学科(以下、入学等という。)の時期は、原則として毎年4月とする。

(入学等の出願)

第30条 本校の各学科に入学等を志願する者は、所定の入学願書に必要事項を記載して第33条第1項に基づき別表に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学等の願書受付期間は、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条に定める入学等の志願者については、試験又はこれに代わる選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、別に定める期日及び入学手続要項に従い保証人連署の誓約書、その他必要な入学書類に第33条第1項に基づき別表に定める入学金及び授業料等指定された金額を添えて入学手続をしなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

第 14 章 学 費 等

(学費等)

第33条 学費とは、入学金、授業料、実習費、施設設備費及び研究費をいい、入学検定料等の額を含め、別表のとおり定める。

2 学生は別表に定めるところにより、学費を納入しなければならない。

3 学費の納入の時期及び方法については、別に定める。

4 既に納入した学費は、原則として返還しない。ただし、入学等の合格者が3月末までに入学等の辞退を申出た場合には、入学手続時に納入した学費の内、入学金を除き返金する。

5 学費等の金額は、改定する場合がある。また、改定後の金額を在校生にも適用することがある。

6 学期途中で退学する者の当該学期分の学費等は、これを徴収する。

(転学科に関する学費等)

第34条 転学科を許可された者は、前条第1項に基づき別表に定める学費を納入しなければならない。なお、納入額は、転学科した年次の通常進級者の入学年度に定められたものを適用する。

2 通常進級者の学費等の金額改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(学費の一部免除)

- 第35条 第41条の規定に基づき休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学費の一部を免除する。
- 2 心身・学業等ともに優秀と認められた者を特待生として、学費の一部の徴収を免除することがある。
- 3 学費の一部免除に関する必要事項は、別に定める。

第 15 章 成績評価・進級・修了・卒業・称号・休学・復学及び退学

(成績評価)

- 第36条 各学科の授業科目について試験による学業成績評価を行い、成績は本人に成績表の交付をもって通知する。
- 2 授業科目の試験及び試験時期等の学業成績評価に関する事項は、別に定める。

(進 級)

- 第37条 各学科の進級認定試験に合格し、学年に必要な所定の課程を修了した者には、進級を認定する。
- 2 1級自動車科3年次への進級認定条件等については、別に定める。

(修 了)

- 第38条 各学科の修了認定試験に合格し、次の各号に該当する本校所定の課程を修了した者には、校長が修了を認定する。
- (1) 1級自動車科においては、2年次修了に必要な所定の課程
- (2) ボデークラフト研究科においては、1年次修了に必要な所定の課程
- 2 校長は、前項により修了を認定した者には、修了証明書を授与する。

(卒 業)

- 第39条 各学科の卒業認定試験に合格し、卒業に必要な本校所定の課程を修得した者には、校長が卒業を認定する。
- 2 校長は、前項により卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。

(専門士及び高度専門士称号授与)

- 第40条 校長は、前条の規定によるもののうち、工業専門課程自動車整備科、国際整備科、1級専攻科、スマートモビリティ科及びトヨタセールスエンジニア科の卒業者には専門士（工業専門課程）の称号を授与する。
- 2 校長は、前条の規定によるもののうち、工業専門課程1級自動車科卒業者には高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。
- 3 その他、称号授与に関する事項は、別に定める。

(休学及び休学期間)

- 第41条 疾病、その他やむを得ない理由により休学する場合は、休学願にその事由を記し保証人と連署のうえ、その事実を証明する診断書等の書類を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 修学が適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。
- 3 休学期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の3月31日までとする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、校長が休学期間の延長を認めることができる。なお、休学期間は通算して2年を超えることができない。

(復 学)

- 第42条 前条の者が復学しようとする場合は、届け出のうえ、校長の許可を受けて復学することができる。
- 2 前項の場合において、疾病により休学した者は、復学可能な旨を示す診断書を提示しなければならない。
- 3 復学は、原則として学年の始めとする。
- 4 その他、復学に関する事項は、別に定める。

(退 学)

- 第43条 疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記し保証人と連署の退学届に学生証を添えて、校長にその許可を受けなければならない。

第 16 章 除籍・懲戒及び賞罰

(除 籍)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、教職員会の審議を経て校長が除籍する。

- (1) 本校において修学する意思がないと認められる者
- (2) 自動車整備科は第5条第2項、1級自動車科は第7条第2項、国際整備科は第9条第2項、1級専攻科は第11条第2項、スマートモビリティ科は第13条第2項、トヨタセールスエンジニア科は第15条第2項、ボデークラフト科は第17条第2項、ボデークラフト研究科は第19条第2項、にそれぞれ定める在籍年限を超えて、なお卒業要件を満たさない者
- (3) 第41条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 学費の納入を怠り、督促を受けても指定された期限までに完納しない者

(懲 戒)

第45条 学則若しくはこれに基づく諸規則に違反し、学業を怠り、又は本校の名誉若しくは信用を害し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、教職員会の審議を経て校長が退学、停学又は訓告の処分を行う。

2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(表 彰)

第46条 本校学生として、特に善行のあった者に対して、教職員会の審議を経て校長が表彰を行うことがある。

2 本校在学中、成績、人物、健康共に優れた者に対して、卒業時教職員会の審議を経て校長が表彰を行うことがある。

第 17 章 雑 則

(健康診断)

第47条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(学生寮)

第48条 本校に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(施行の細目)

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

1. この学則は昭和51年 4月1日から実施する。
2. " 昭和52年 4月1日改訂
3. " 昭和53年 4月1日改訂
4. " 昭和54年 4月1日改訂
5. " 昭和55年 4月1日改訂
6. " 昭和56年 4月1日改訂
7. " 昭和57年 4月1日改訂
8. " 昭和58年 4月1日改訂
9. " 昭和59年 4月1日改訂
10. " 昭和60年 4月1日改訂
11. " 昭和61年 4月1日改訂
12. " 昭和61年11月1日改訂
13. " 平成 1年 4月1日改訂
14. " 平成 1年 4月1日改訂
15. " 平成 2年 4月1日改訂
16. " 平成 2年 4月1日改訂
17. " 平成 4年 4月1日改訂
18. " 平成 5年 4月1日改訂
19. " 平成 6年 4月1日改訂
20. " 平成 8年 4月1日改訂
21. " 平成 8年 4月1日改訂
22. " 平成 9年 4月1日改訂
23. " 平成10年 4月1日改訂
24. " 平成12年 4月1日改訂
25. " 平成14年 4月1日改訂
26. " 平成14年 4月1日改訂
27. " 平成16年 2月17日改訂
28. " 平成16年 4月1日改訂
29. " 平成16年 4月1日改訂
30. " 平成18年 4月1日改訂
31. " 平成18年 9月1日改訂
32. " 平成19年 4月1日改訂
33. " 平成20年 2月29日改訂
34. " 平成20年 4月1日改訂
35. " 平成21年 4月1日改訂
36. " 平成21年 4月1日改訂
37. " 平成21年10月1日改訂
38. " 平成22年 4月1日改訂
39. " 平成23年 4月1日改訂
40. " 平成23年 4月1日改訂
41. " 平成23年 4月1日改訂
42. " 平成26年 4月1日改訂
43. " 平成27年 4月1日改訂
44. " 平成28年 2月29日改訂
45. " 平成28年 4月1日改訂
46. " 平成29年 4月1日改訂
47. " 平成30年 4月1日改訂
48. " 平成31年 4月1日改訂
49. " 令和 2年 4月1日改訂
50. " 令和 3年 4月1日改訂
51. " 令和 6年 4月1日改訂
52. " 令和 7年 4月1日改訂

(別 表 1)

1. 令和7年4月1日より適用

自動車整備科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			単位数	
			1年次	2年次	合 計		
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	255	297	552	37	
		自動車整備関連					
		自動車の整備に関する法規					
		自動車検査	0	20	20		
	学 科 計		255	317	572		
	実 習	自動車整備作業	585	508	1,093	32	
		自動車検査作業	20	30	50		
		実 習 計		605	538		1,143
	専 門 教 育 科 目 計			860	855	1,715	69
	そ の 他 計			50	50	100	1
合 計			910	905	1,815	70	

2. 令和7年度2年次生のみ適用

自動車整備科／科目別授業時数

(1 授業時数は50分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数		
			1年次	2年次	合 計
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	250	100	350
		自動車整備	15	165	180
		機器の構造・取扱	15	15	30
		自動車検査	0	20	20
		自動車整備に関する法規	0	20	20
	学 科 計		280	320	600
	実 習	工作作業	20	0	20
		測定作業	40	0	40
		自動車整備作業	540	550	1,090
		自動車検査作業	20	30	50
	実 習 計		620	580	1,200
	学科・実習計		900	900	1,800
	そ の 他 計		50	50	100
	合 計		950	950	1,900

(別 表 2)

1. 令和7年4月1日より適用

1級自動車科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数						単位数
			1年次	2年次	1・2年次	3年次	4年次	3・4年次	
			(2級整備士養成)		合計	(1級整備士養成)		合計	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	255	297	552	90	0	90	51
		自動車整備				180	0	180	
		機器の構造・取扱				15	0	15	
		自動車の整備に関する法規				10	0		
		自動車検査	0	20	20	5	0	5	
	学 科 計		255	317	572	300	0	300	
	実 習	工作作業	0	0	0	10	0	10	71
		測定作業	0	0	0	10	0	10	
		自動車整備作業	585	508	1,093	560	0	560	
		自動車検査作業	20	30	50	20	0	20	
	実 習 計		605	538	1,143	600	0	600	
	実 務 実 習	体験実習（インターンシップ）	0	0	0	0	200	200	
		評価実習	0	0	0	0	700	700	
		計		0	0	0	0	900	900
	専 門 教 育 科 目 計		860	855	1,715	900	900	1,800	122
	そ の 他 計		50	50	100	100	100	200	18
	合 計		910	905	1,815	1,000	1,000	2,000	140

2. 令和7年度2年次生のみ適用

1級自動車科／科目別授業時数

(1 授業時数は50分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数				
			1年次	2年次	3年次	4年次	合 計
			(2級整備士養成)		(1級整備士養成)		
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	250	100	90	0	440
		自動車整備	15	165	180	0	360
		機器の構造・取扱	15	15	15	0	45
		自動車検査	0	20	5	0	25
		自動車整備に関する法規	0	20	10	0	30
	学 科 計		280	320	300	0	900
	実 習	工作作業	20	0	10	0	30
		測定作業	40	0	10	0	50
		自動車整備作業	540	550	560	0	1,650
		自動車検査作業	20	30	20	0	70
		実 習 計		620	580	600	0
	実 務 実 習	体験実習（インターンシップ）	0	0	0	200	200
		評価実習	0	0	0	700	700
		計		0	0	0	900
	専 門 教 育 科 目 計		900	900	900	900	3,600
	そ の 他 計		50	50	100	100	300
	合 計		950	950	1,000	1,000	3,900

(別 表 3)

1. 令和7年4月1日より適用

国際整備科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数				単位数
			1年次	2年次	3年次	合 計	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	240	255	297	792	49
		自動車整備関連					
		自動車の整備に関する法規					
		自動車検査	0	0	20	20	
	学 科 計		240	255	317	812	
	実 習	自動車整備作業	440	585	508	1,533	42
		自動車検査作業	10	20	30	60	
		実 習 計		450	605	538	
	専 門 教 育 科 目 計		690	860	855	2,405	91
	そ の 他 計		110	50	50	210	3
合 計		800	910	905	2,615	94	

2. 令和7年度3年次生のみ適用

国際整備科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			
			1年次	2年次	3年次	合 計
専 門 教 育 科 目	学 科	基礎自動車工学	170	0	0	170
		自動車工学	0	250	100	350
		基礎自動車整備	15	0	0	15
		自動車整備	0	15	165	180
		機器の構造・取扱	15	15	15	45
		自動車検査	0	0	20	20
		自動車整備に関する法規	0	0	20	20
	学 科 計		200	280	320	800
	実 習	基礎工作作業	20	0	0	20
		工作作業	0	20	0	20
		基礎測定作業	40	0	0	40
		測定作業	0	40	0	40
		基礎自動車整備作業	400	0	0	400
		自動車整備作業	0	540	550	1,090
		基礎自動車検査作業	30	0	0	30
		自動車検査作業	0	20	30	50
	実 習 計		490	620	580	1,690
	学科・実習計		690	900	900	2,490
	そ の 他 計		110	50	50	210
	合 計		800	950	950	2,700

(別 表 4)

1級専攻科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			単位数
			1年次	2年次	合 計	
			(1級整備士養成)			
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	90	0	90	14
		自動車整備	180	0	180	
		機器の構造・取扱	15	0	15	
		自動車検査	5	0	5	
		自動車の整備に関する法規	10	0	10	
		学 科 計	300	0	300	
	実 習	工作作業	10	0	10	39
		測定作業	10	0	10	
		自動車整備作業	560	0	560	
		自動車検査作業	20	0	20	
		実 習 計	600	0	600	
	実 務 実 習	体験実習（インターンシップ）	0	200	200	
		評価実習	0	700	700	
		計	0	900	900	
	専 門 教 育 科 目 計		900	900	1,800	53
	そ の 他 計		100	100	200	17
	合 計		1,000	1,000	2,000	70

(別 表 5)

スマートモビリティ科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			単位数
			1年次	2年次	合 計	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	120	80	200	37
		工学	180	70	250	
	学 科 計		300	150	450	26
	実 習	自動車工学	400	120	520	
		工学	100	410	510	
		体験実習(インターンシップ°)	0	120	120	
	実 習 計		500	650	1,150	
	専 門 教 育 科 目 計		800	800	1,600	63
そ の 他 計		50	50	100	7	
合 計		850	850	1,700	70	

(別表 6)

トヨタセールスエンジニア科／科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			単位数
			1年次	2年次	合 計	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車総合	150	150	300	44
		ビジネス総合	150	150	300	
		学 科 計	300	300	600	
	実 習	自動車総合	240	170	410	17
		ビジネス総合	250	210	460	
		体験実習(インターンシップ°)	10	120	130	
		実 習 計	500	500	1,000	
	専 門 教 育 科 目 計		800	800	1,600	61
	そ の 他		50	50	100	3
合 計		850	850	1,700	64	

(別 表 7)

ボデークラフト科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数	単位数
専 門 教 育 科 目	学 科	車体工学	30	14
		車体整備工学	145	
		エスティメーション	55	
		学 科 計	230	
	実 習	車体整備・エスティメーション	670	17
		実 習 計	670	
	学 科 ・ 実 習 計		900	31
そ の 他 計			100	1
合 計			1, 000	32

令和8年度生については、検定規則に基づき学科の車体工学に2時間、実習の車体整備・エスティメーションに3時間の授業時数を追加する。

(別 表 8)

ボデークラフト研究科／科目別授業時数

(1 授業時数は 5 0 分)

教 科		教 育 科 目	授 業 時 数			単位数
			1年次	2年次	合 計	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	0	30	30	29
		車体工学	30	80	110	
		車体整備工学	145	70	215	
		エスティメーション	55	40	95	
		安全技術	0	20	20	
	学 科 計		230	240	470	
	実 習	自動車整備作業	0	80	80	35
		車体整備・エスティメーション	670	450	1, 120	
		実務研修	0	100	100	
		実 習 計		670	630	
	学 科 ・ 実 習 計		900	870	1, 770	64
そ の 他 計		100	50	150	1	
合 計		1, 000	920	1, 920	65	

令和8年度生については、検定規則に基づき学科の車体工学に2時間、実習の車体整備・エスティメーションに3時間の授業時数を追加する。

(別 表 9)

学費、入学検定料及びその他の費用(第33条第1項関係)

【学 費】

1. 令和7年4月1日より適用

(単位:円)

学科名	学年	入学金	授業料 (年額)	実習費	施設設備費	研究費	合 計
自動車整備科	1	240,000	500,000	290,000	290,000		1,320,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
1級自動車科	1	240,000	500,000	290,000	290,000		1,320,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
	3		540,000	270,000	290,000	150,000	1,250,000
	4		540,000	270,000	290,000	150,000	1,250,000
国際整備科	1	240,000	240,000	200,000	200,000		880,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
	3		500,000	290,000	290,000		1,080,000
1級専攻科	1	100,000	540,000	270,000	250,000	150,000	1,310,000
	2		540,000	270,000	250,000	150,000	1,210,000
スマートモビリティ科	1	100,000	450,000	250,000	240,000	120,000	1,160,000
	2		450,000	250,000	240,000	120,000	1,060,000
トヨタセルスエンジニア科	1	100,000	450,000	180,000	160,000	120,000	1,010,000
	2		450,000	180,000	160,000	120,000	910,000
ホビークラフト研究科	1	100,000	450,000	250,000	240,000	120,000	1,160,000
	2		450,000	250,000	240,000	120,000	1,060,000
ホビークラフト科	1	100,000	540,000	330,000	290,000	150,000	1,410,000